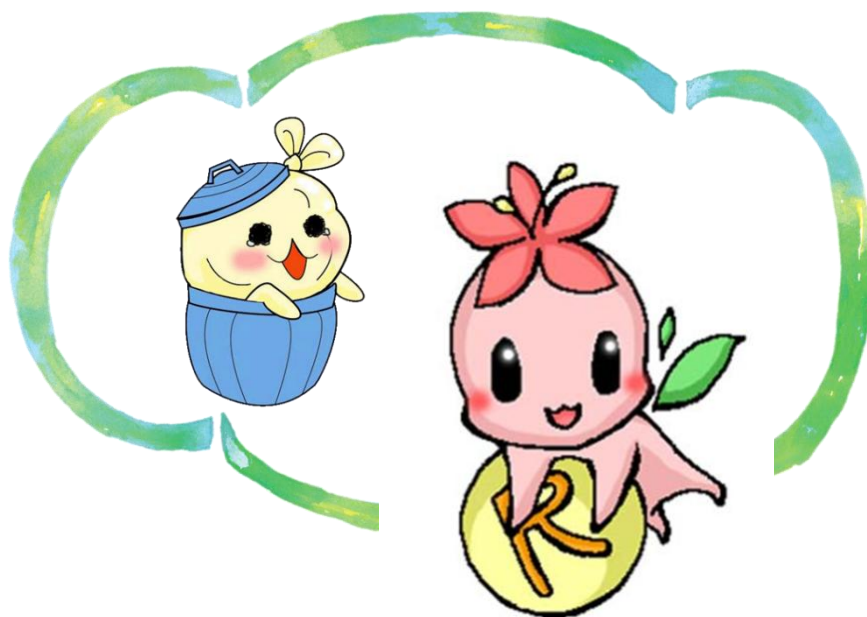


リリクルリーダー Guide

【和歌山市ごみ減量推進員の手引き】

つれもてしよらごみ減量！！
～ 住みたい魅力あふれる和歌山市 ～



令和7年7月
和歌山市 廃棄物対策課

は じ め に



和歌山市ごみ減量推進キャラクター
「**リリクル**」です。

日々の生活の中で毎日排出されるごみ。

リデュース・**リ**ユース・**リ**サイクルの

3Rを身近に感じてもらい、ごみ減量や分別に対する意識向上につながるようという願いから生まれました。

ごみの排出をできるだけ少なくし、資源の適正な循環的利用を進めていくためには、市民・事業者・行政それぞれが自らの役割と責任をしっかりと認識し、みんなでつれもて取り組むことが必要です。

「住みたい魅力あふれる和歌山市」をつくっていくために、今、自分自身にできることを一緒にはじめてみましょう。

ごみを減らす3つの取組 スリーアール 3R

リデュース
○Reduce（ごみ減量…ごみを減らす）

リユース
○Reuse（再使用……もう一度使う）

リサイクル
○Recycle（資源化……分けて資源にする）

目 次

1 和歌山市ごみ減量推進員について

（１）和歌山市ごみ減量推進員制度	1
（２）目的	2
（３）概要	2
（４）提出書類の様式	5

2 活動内容

（１）ごみ集積場所でのごみ出しの状況確認や指導	9
（２）地区内におけるごみ問題の相談	10
（３）地域住民への啓発活動	11
（４）ごみ減量施策への協力	12

3 ごみの分け方・出し方

（１）ごみの分け方	13
（２）ごみの出し方	14
（３）よくある質問 Q & A	15
（４）リリクルネット	20

4 ごみ排出量の現状

（１）和歌山市のごみ排出量の推移	21
（２）中核市との１人１日当たりのごみ排出量（資源を除く）の比較	22
（３）和歌山市のごみ処理経費	23
（４）和歌山市の家庭系一般ごみの内容	24

5 ごみ減量の計画と取組

（１）和歌山市の計画	25
（２）ごみ減量・再使用・資源化の取組	27

6 関係法令

7 お問い合わせ先



1

和歌山市ごみ減量推進員について

(1) 和歌山市ごみ減量推進員制度

ごみ減量や分別の促進、生活環境の向上は、家庭や地域での取組なしに実現はありません。

この制度は、各地区でごみ減量や分別に意欲的な方に『和歌山市ごみ減量推進員』となっていていただき、ごみ出しの状況確認や指導、啓発など市民と行政（和歌山市）とのパイプ役としてお手伝いしていただくため、平成25年11月19日に発足しました。



【廃棄物処理法第5条の8】

市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、**廃棄物減量等推進員**を委嘱することができる。

2 **廃棄物減量等推進員**は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。



和歌山市
ごみ減量推進員
のことです。

(2) 目的

令和3年3月に策定した「第2次和歌山市一般廃棄物処理基本計画」では、ごみ減量について、次の目標を掲げています。

前計画における目標であった1人1日当たりのごみ排出量(資源を除く)775g(平成22年度比約30%減)をいち早く達成し、その後令和8年度までに729gまで減量すること。

R5年度実績	788g/人・日
前計画目標	775g/人・日
R8年度目標	729g/人・日

「和歌山市ごみ減量推進員制度」は、

H22年度比
約26%減
を達成！

この目標を達成するための
施策の1つとなります。

(3) 概要

○位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の8で規定する「廃棄物減量等推進員」として『和歌山市ごみ減量推進員』を委嘱しています。

○推薦及び委嘱

各地区連合自治会から『和歌山市ごみ減量推進員』として各地区にリーダー(代表)を1人、サブリーダー(副代表)を3人まで推薦していただき(「推薦書(様式1)」)、市長が適当と認める方に委嘱します。

○任期

- ・推進員の任期は2年です(再任も可能です)。
- ・補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間となります。

○愛称

リリクルリーダー
・ごみに関するエキスパート・地域のリーダーとして、市民と行政とのパイプ役となります。各地区に1人です。
リリクルサブリーダー
・ごみに関するエキスパートとして、リーダーを補佐します。各地区に1～3人です。

○サポート内容

活動グッズの支給
・和歌山市ごみ減量推進員証、ベスト、腕章、啓発グッズなどを支給します。
研修などの実施
・スキルアップのための講演会・セミナー・説明会などの開催を予定しています。
報償金の支給
・年度末にご提出いただく「活動報告書（様式3）※1」で活動内容を確認した後、報償金※2を支給します。
※1 活動報告書（様式3）
・4月から翌年3月までの1年間の活動内容を記載し、3月末までに提出してください。
・2月頃に詳しいご案内をします。
※2 報償金
・1人4,000円を予定しています。
・登録していただいた指定の口座に振り込みます。

傷害保険への加入

- ・ごみ集積場所でのごみ出しの状況確認や指導など、活動中のけがや事故に備え、傷害保険に加入します。
※ 保険料は市が負担します。

「和歌山市ごみ減量協力員」の募集

- ・ 愛 称…リリクルメイト
推進員のサポーターとして、推進員と一緒に活動します。人数制限はありません。
- ・ 登録方法…リリクルリーダーが「登録書（様式2）」で報告してください。必要に応じ、随時提出していただけます。
- ・ そ の 他…腕章、啓発グッズなどを支給します。
傷害保険に加入します。
※ 保険料は市が負担します。
※ 協力員証、ベスト、報償金の支給はありません。

その他

- ・ 推進員制度の市民への周知を行います。
- ・ 推進員と連携し、マナー違反者等に対する情報の共有や啓発を行います。
- ・ 活動マニュアル（本書）の配付・説明を行います。
- ・ ごみ減量に関する資料を提供します。
- ・ 活動用ごみ袋を提供します。
- ・ ごみ集積場所用啓発シートを提供します。
- ・ 啓発チラシ等の印刷を行います。



啓発シートの例

(4) 提出書類の様式

和歌山市ごみ減量推進員 推薦書（様式 1）

- ・『和歌山市ごみ減量推進員』を地区から推薦していただく際に使用する書式です。（令和 7 年 7 月に新しくなりました）
- ・連合自治会長名で推薦してください。
- ・リーダー（代表）は 1 人、サブリーダー（副代表）は 1 ～ 3 人まで推薦可能です。
- ・推薦書の様式（両面）に 4 人まで記入できます。

和歌山市ごみ減量協力員 登録書（様式 2）

- ・『和歌山市ごみ減量協力員』を地区から報告していただく際に使用する書式です。
- ・リリクルリーダー名で報告してください。
- ・1 枚で 10 人まで登録できます。
- ・人数制限はありません。必要に応じ、随時提出していただけます。

和歌山市ごみ減量推進員 活動報告書（様式 3）

- ・1 年間の活動内容を報告していただく際に使用する書式です。
- ・リーダー（代表）・サブリーダー（副代表）1 人 1 枚ずつ提出してください。
- ・4 月から翌年 3 月までの 1 年間の活動内容を記載し、3 月末までに提出してください。

※ 各様式は、リリクルネットからダウンロードするか、廃棄物対策課へお問い合わせください。

【様式ダウンロード】リリクルネット》推進員について

(様式1)

和歌山市ごみ減量推進員 推薦書

令和 年 月 日

(宛先) 和歌山市長

連合自治会名	地区連合自治会
代 表 者	
電 話 番 号	() —

和歌山市ごみ減量推進員として、次のとおり推薦します。

ごみ減量推進リーダー		(推薦枠) 1名/連合自治会区	
フリガナ		郵便番号	〒
氏 名		住 所	和歌山市
生年月日	S・H 年 月 日	所 属 自治会名	自治会
		役 職	役 職:
種 別	新規・再任	連 絡 先	() —
性 別	男・女	緊急連絡先 (携帯等)	

① ごみ減量推進サブリーダー		(推薦枠) 1～3名/連合自治会区	
フリガナ		郵便番号	〒
氏 名		住 所	和歌山市
生年月日	S・H 年 月 日	所 属 自治会名	自治会
		役 職	役 職:
種 別	新規・再任	連 絡 先	() —
性 別	男・女	緊急連絡先 (携帯等)	

※様式が新しくなりました。

1枚の用紙の両面にリーダー1人、サブリーダー3人、
合計4人まで情報を記入できます。(図はおもて面のみ)

和歌山市ごみ減量協力員 登録書

令和 年 月 日

(宛先) 和歌山市長

連合自治会名	地区連合自治会
ごみ減量推進 リーダー名	
連絡先 (電話番号)	() —

和歌山市ごみ減量協力員として、次のとおり報告します。

1	(廃棄物対策課 記入欄) 協力員番号：No.		
フリガナ		郵便番号	〒
氏 名		住 所	和歌山市
性 別	男 ・ 女		

2	(廃棄物対策課 記入欄) 協力員番号：No.		
フリガナ		郵便番号	〒
氏 名		住 所	和歌山市
性 別	男 ・ 女		

3	(廃棄物対策課 記入欄) 協力員番号：No.		
フリガナ		郵便番号	〒
氏 名		住 所	和歌山市
性 別	男 ・ 女		

4	(廃棄物対策課 記入欄) 協力員番号：No.		
フリガナ		郵便番号	〒
氏 名		住 所	和歌山市
性 別	男 ・ 女		

(注) 「太枠内」を必ずご記入ください。

1 枚の用紙の両面に合計 10 人まで情報を記入できます。
(図はおもて面のみ)

令和 年度 和歌山市ごみ減量推進員 活動報告書

令和 年 月 日

(宛先) 和歌山市長

連 合 自 治 会 名	地 区
種 別	☐ リーダー ☐ サブリーダー
氏 名	

以下のとおり、活動状況を報告します。

実施時期	活 動 内 容
特記事項	

(注) 当該年度 4 月～翌年 3 月までの一年間ですが、**3 月 10 日**までの活動状況を報告してください。(書ききれない場合は追加していただいて結構です。)

報告書は、期日までに必ずご提出ください。

提出方法は、下記のいずれかをお願いします。

① F A X : (073) 435-1270

② メール : haitai@city.wakayama.lg.jp

③ 郵 送 : 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所廃棄物対策課

④ 持 参 : 和歌山市役所本庁舎 6 階廃棄物対策課



2

活動内容

(1) ごみ集積場所でのごみ出しの状況確認や指導

ごみ集積場所の清潔保持をはじめ、地域の公衆衛生の向上は、家庭や地域での取組なしに実現はありません。推進員は地域の実情に応じ、地域にあった方法で、地域住民と協力しながら活動しましょう。

【具体例】

- ・ごみの分別が正しくできているか。
- ・ごみの出し方（指定のごみ袋や、出す曜日・時間など）が守られているか。
 - ➡ 収集は『朝8時』から開始です。その日は一度しか収集しません。
- ・不法投棄などされていないか。
- ・資源（アルミ缶や新聞紙など）の持ち去り者への注意など
 - ➡ 持ち去り者への対応は原則、市が行います。持ち去り者を見かけた場合は、無理のない範囲で注意し、車両やナンバーなどの情報、資源の種別などを廃棄物対策課まで連絡してください。

【留意事項】

- ・推進員であることが分かるように「推進員証・ベスト・腕章」を携帯、着用しましょう。

腕章の着用例



- ・地域住民との理解を深めながら、トラブルにならないよう丁寧な対応を心がけましょう。

➡ 地域住民への対応が難しい場合など、廃棄物対策課へ相談してください。

（２）地区内におけるごみ問題の相談

ごみは生活をする上で必ず発生するものです。地域によって様々なごみ問題があり、その問題は時代の流れとともに変化しています。

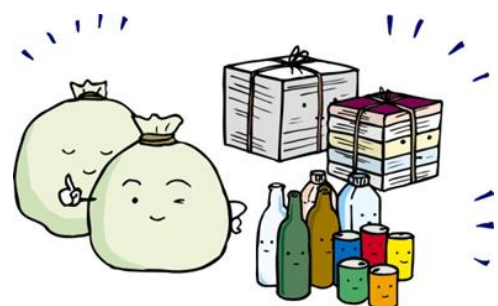
【具体例】

- ・ごみの分け方や出し方の相談
 - ➡ 一般ごみ？資源？粗大ごみ？ごみの分け方など
- ・ごみ集積場所の改善に関する相談
 - ➡ カラスやネコにごみを荒らされるので、自治会で防護ネットを設置するなど
- ・ごみの減らし方の相談
- ・不法投棄の情報提供など

【参考】

ごみに関する情報は、次の方法で確認できます。詳しくは、お気軽に廃棄物対策課へお問い合わせください。

リリクルネット
リリクル通信
リリクルの家庭ごみ総合情報誌



(3) 地域住民への啓発活動

出前講座※を実施した際、「知らなかった」「改めてよく分かった」というアンケート結果を多くいただきます。

地域住民が集まる会議や催しなどで、啓発活動に取り組んでください。

【具体例】

- ・ 地区でゴミ減量や分別をテーマにした回覧板をまわす。
- ・ 自治会の会議でゴミ減量や分別をテーマに考えてみる。
- ・ 地区での行事の際に、ゴミ減量や分別を呼びかける。
- ・ 自治会の会合などで市の出前講座※を利用する。 など

※ 出前講座

廃棄物対策課では、職員が地域に出向き、出前講座を実施しています。

- ➡ 希望される場合は、広報広聴課への申込みが必要です。
詳しくは、廃棄物対策課へお問い合わせください。
- ➡ 日時や内容などは相談させていただきます。

令和7年度の講座

対象：幼児以上 (幼児保護者同伴)	楽しい紙芝居でわかる！ ごみの出し方・減らし方
対象：小学生以上	つれもてしよらごみ減量！！ ～住みたい魅力あふれる和歌山市～
対象：一般	食品ロス削減でごみ減量！

いずれもオンライン対応可能です。

（４）ごみ減量施策への協力

市が取り組んでいるごみ減量施策への協力や地域住民への周知をお願いします。

【具体例】

- ・新たに資源として収集が始まった品目についての分別の啓発
- ・生ごみの減量や水きりの啓発など
- ・ごみにしないでリユースする方法（詳しくは p 30）

～新たな収集資源～

H23. 7～	雑がみ
H25.10～	小型家電等
H30. 4～	蛍光管
H31. 4～	乾電池・ボタン電池

★分別収集カレンダーはリリクルネットに掲載のほか、支所・連絡所、市役所 6 階廃棄物対策課にあります。

★和歌山市公式 LINE では、ごみ収集のアラーム設定ができます。次の手順で登録してください。

- ・QRコードから「和歌山市」を友だち登録
- ・基本メニュー右下「受信設定」をタップ
- ・「ごみ収集アラーム設定」の「回答する」をタップ



- ・「お住まいの地域の収集コース」「通知対象」「通知時間帯（前日 19 時、当日 7 時）」で希望を選択し、最後に確認をタップ

このような通知が届きます。





3

ごみの分け方・出し方

(1) ごみの分け方 (太枠は「収集資源」です)

区分 (収集頻度)	ごみの内容
一般ごみ (週 2 回)	・ 台所ごみ ・ 再生することができない紙くず (ティッシュ、感熱紙等) ・ プラスチック類全般 (プラスチック製容器包装含む) ・ 木製品類・革製品類・ゴム製品類 ・ 汚れている衣類
かん (月 2 回)	・ かん類…飲料用かん、スプレーかん、缶詰かん、油かん等 ・ 金属類…なべ、やかん、フライパン、魚焼きの網等
びん (月 2 回)	・ びん類…飲料用びん、調味料びん、化粧びん等
布 (月 2 回)	・ 着古しの服等…シャツ、スーツ、ダウンジャケット等 ➡ 汚れのひどいものは一般ごみへ
紙 (月 2 ～ 3 回)	・ 古紙類…新聞・チラシ、雑誌・本・雑がみ、段ボール、紙パック
ペットボトル (月 2 ～ 3 回)	・ 飲料、しょうゆ、酒類等のペットボトル
小型家電等 (年 2 回)	・ 家庭で使用されている家電製品 (コンセント又は電池で動くもの) ➡ 付属品 (ACアダプター、リモコン、コード類) も対象 ➡ 1 人で持ち運びができる大きさのものに限りです。 ➡ リサイクル家電 4 品目等、対象外の品目があります。
蛍光管等 (年 2 回)	・ 蛍光管、乾電池、ボタン電池 ➡ 割れた蛍光管は一般ごみへ
白色トレイ	・ 発泡スチロール製食品用トレイ
粗大ごみ (随時)	・ 家具類、寝具類、楽器・遊具類で 1 辺の長さが 30 c m を超えるもの…毛布、カーペット、カーテン、傘等

(2) ごみの出し方

収集日の朝 8 時までに、所定の集積場所へ
出してください。



指定の袋	・和歌山市指定のごみ袋（家庭系） ・スーパー等のレジ袋 （透明か半透明で 10～15ℓ の容量表示があるもの）
紙	・種類ごとに十字に紐掛けしてください。 新聞・チラシ 雑誌・本・雑がみ ダンボール 紙パック
布	・和歌山市指定のごみ袋に入れてください。 （袋に入れず、十字に紐掛けして出されているものが見受けられます。雨や泥で汚れるとリユースできません。）
小型 家電等	・携帯やパソコン等は、個人情報 を消去してください。 ・年に 2 回の地区回収は指定の日時・場所に出してください。 ・青岸ストックヤード、収集センターへ自己搬入することもできます。収集センターへ自己搬入する場合は、事前連絡が必要です。 ➡ P35「7 お問い合わせ先①③」参照
白色 トレイ	・よく洗った後、スーパー等の回収協力店にある「回収ボックス」を利用してください。
粗大ごみ	・青岸ストックヤードへ自己搬入するか、粗大ごみ受付センターへ収集を申し込んでください。 ➡ P35「7 お問い合わせ先③⑤」参照

※詳しくは、「リリクルネット」や「リリクルの家庭ごみ総合情報誌」
を参照してください。

(3) よくある質問 Q & A

Q 1 いらなくなった土はどうすればいいですか？

A 1 土は自然物であり、ごみではありません。市で処分はできません。プランター等の土は庭などで利用していただき、自然に帰すようにしてください。

Q 2 剪定枝はどう処分すればいいですか？



A 2 長さ 50cm 以下・直径 8cm 以内であれば束にし、葉類や小枝は袋に入れて『一般ごみの日』に出してください。ただし、一度に出せる量は、一般ごみと合わせて 5 袋（束）程度までです。

なお、量が多い場合は、青岸ストックヤードへ自己搬入してください（長さ 1m 以下・直径 8cm 以内のものに限ります）。

Q 3 食器はどのように出せばよいですか？



A 3 青岸ストックヤードへ自己搬入してください。

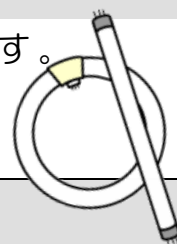
なお、2～3 個程度であれば、一般ごみに出すこともできます。その場合は、危険のないように、必ず新聞紙等に包んで袋の中ほどに入れて出してください。

Q 4 蛍光灯・白熱電球・LEDランプはどう処分すればいいですか？

A 4 次のいずれかの方法で処分してください。

蛍光灯

- ・回収BOXのある家電量販店・リサイクル協力店へ出す。
- ・年2回の『小型家電等の地区回収』に出す。
- ・青岸ストックヤード、収集センター※へ自己搬入する。



白熱電球・LEDランプ・割れた蛍光灯

- ・危険のないように新聞等に包んで一般ごみの袋の中ほどに入れて出す。



Q 5 電池はどう処分すればいいですか？

A 5 次のいずれかの方法で処分してください。

使い捨て電池（アルカリ電池・マンガン電池）

- ・年2回の『小型家電等の地区回収』に出す。
- ・青岸ストックヤード、収集センター※へ自己搬入する。

小型充電式電池 → **絶対に一般ごみには入れないでください！**
（ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池に限る）

- ・回収BOXのある家電量販店・リサイクル協力店へ出す。
- ・年2回の『小型家電等の地区回収』に出す。
- ・青岸ストックヤード、収集センター※へ自己搬入する。

ニカド
電池



ニッケル
水素電池



リチウム
イオン電池



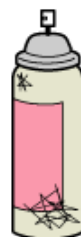
小型充電式電池（小型シール鉛蓄電池）

- ・回収BOXのある家電量販店・リサイクル協力店へ出す。
（市で処分はできません）

※ 収集センターへ自己搬入する場合は、事前連絡が必要です。

Q 6 スプレー缶はどのように出せばよいですか？

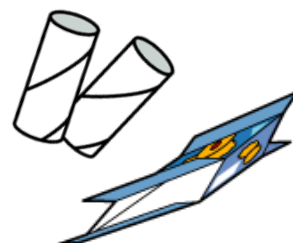
A 6 中身を使い切った上で、『かんの日』に出してください。
中にガスが残ったままでは、爆発の危険があります。



Q 7 「雑がみ」ってどういうものですか？

A 7 新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外のリサイクルできる紙です。これらを集めて「雑がみ」として『紙の日』に出してください。

【例】チラシ、トイレットペーパーの芯、
紙の包装紙、お菓子やカレーの空き箱、
書き終わったメモ用紙、封筒など



なお、次のものはリサイクルができない、またはリサイクルの妨げになるため、一般ごみに出してください。

- ・カーボン紙がついているもの
- ・コーティング加工されている紙類
- ・石鹸や入浴剤、線香の箱など、
香りが強く残っているもの
- ・汚れがついているもの
- ・かばんや靴の緩衝材（昇華転写紙）



かばんの緩衝材の昇華転写紙の例
公益財団法人 古紙再生促進センター

Q 8 『紙の日』『布の日』が雨です。出してもいいですか？

A 8 できるだけ次回の収集日に出してください。
紙や布は濡れてしまうとカビ発生のもと
となり、再生できなくなります。



Q 9 収集日の前夜にごみを出してもいいですか？

A 9 ごみ出しは『当日の朝 8 時まで』が基本です。

前夜に出すと、暗闇の中、車や人との接触を引き起こすほか、資源（アルミ缶や新聞紙など）の持ち去り行為を招くことになります。また、一般ごみであれば、カラスやネコなどに荒らされてしまいます。



Q 10 ごみ出しの時間に遅れましたが、出していいですか？

A 10 ごみ出しは『当日の朝 8 時までに』が基本です。遅れたときは次回の収集日に出すようにしてください。

特に、資源収集の日は、品目ごとに収集を行っています。8 時以降は、他の品目が集積場所に残っていても出さないでください。そのまま集積場所に残される原因となります。

Q 11 不法投棄を発見しました。どうすればいいですか？

A 11 捨てられている場所、もの、数や大きさなどの情報を廃棄物対策課まで連絡してください。



Q12 「粗大ごみ受付センター」につながらないのですが。

A12 「粗大ごみ受付センター」では複数の職員が対応していますが、申し込まれる方の住所や品目、点数など詳細をお尋ねするため、1件当たりの時間が長くなります。回線が混みあっていることもあります。繰り返して電話をおかけください。

なお、3月～4月の引越しシーズンや大型連休明け、年末年始などは大変混み合います。

粗大ごみ収集のお申込みについて

＊和歌山市で発生した、ご自身の粗大ごみに限ります。

＊申し込みできる品目数は2点～15点です。

◆令和7年8月から、粗大ごみ収集の申込みが電話に加えてインターネットでもできるようになります。

＊ネットでは24時間いつでもお申し込み可能です。

＊ただし、初めての申込みは必ず電話でお願いします。

【粗大ごみ受付センター】

電話受付：

0570-666-202

月曜日から金曜日（祝日除く）

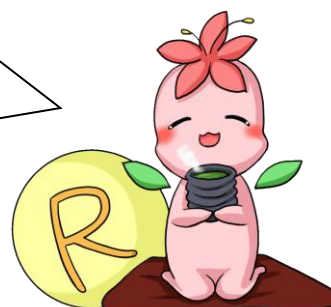
8:30～16:00

インターネット受付：

- ・24時間受付
- ・収集品目一覧にある粗大ごみに限ります



- ★青岸ストックヤード、収集センターへ自己搬入する際は、係員の指示に従ってね。
- ★搬入時間や電話番号などは、P35「7 お問い合わせ先」に載ってるよ。



(4) リリクルネット（和歌山市ごみ情報サイト）

ごみ減量の推進やごみ情報の発信を広く効果的に行うため、開設しています。

The screenshot shows the homepage of the Rirecure Net website. At the top, there is a header with the Wakayama City logo, the title '和歌山市ごみ情報サイト リリクルネット', and social media links. Below the header is a green navigation bar with a 'ホーム' (Home) link. The main content area is divided into several sections:

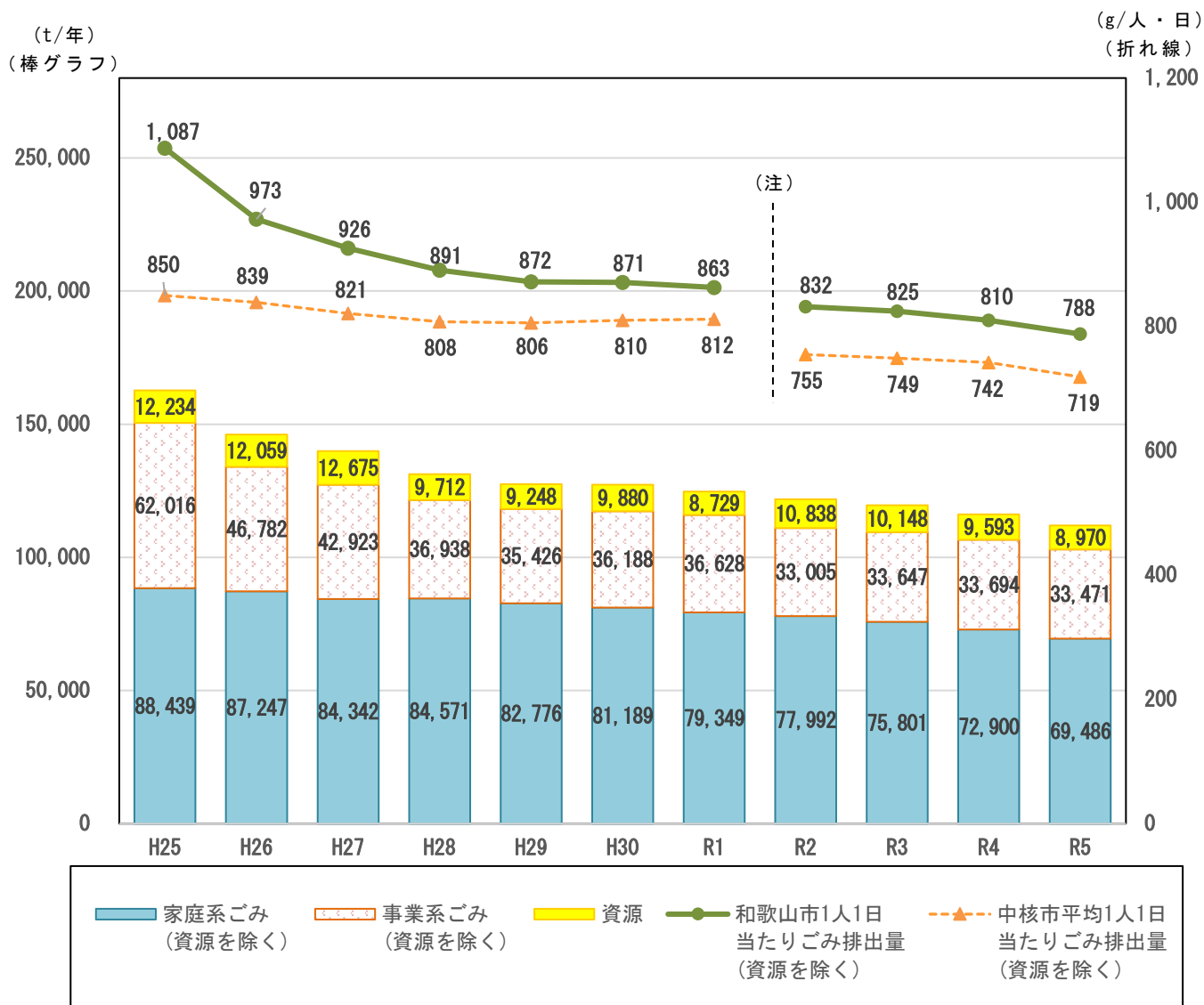
- Left Sidebar:** A vertical menu titled 'リリクル ごみ分別サーチ' (Rirecure Waste Separation Search) with links to various topics like waste collection, recycling, and waste reduction.
- Center:** A large green board titled 'ごみの分別に迷ったら 検索してね。' (If you're confused about waste separation, search for it). It includes a search input field, a '検索' (Search) button, and a character named Rirecure.
- Right Sidebar:** Contains sections for '期間限定情報' (Limited Time Information) and '新着情報' (New Information), both featuring dates and brief descriptions of updates.
- Bottom:** A QR code and a URL: <http://www.rerecle.net/>



4

ごみ排出量の現状

(1) 和歌山市のごみ排出量の推移



● 1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）

平成26年度以降、減少傾向となっており、中核市平均との差においても縮まってきています。今後も、行政・市民・事業者が一体となり、より一層ごみ減量に取り組んでいくことが必要となります。

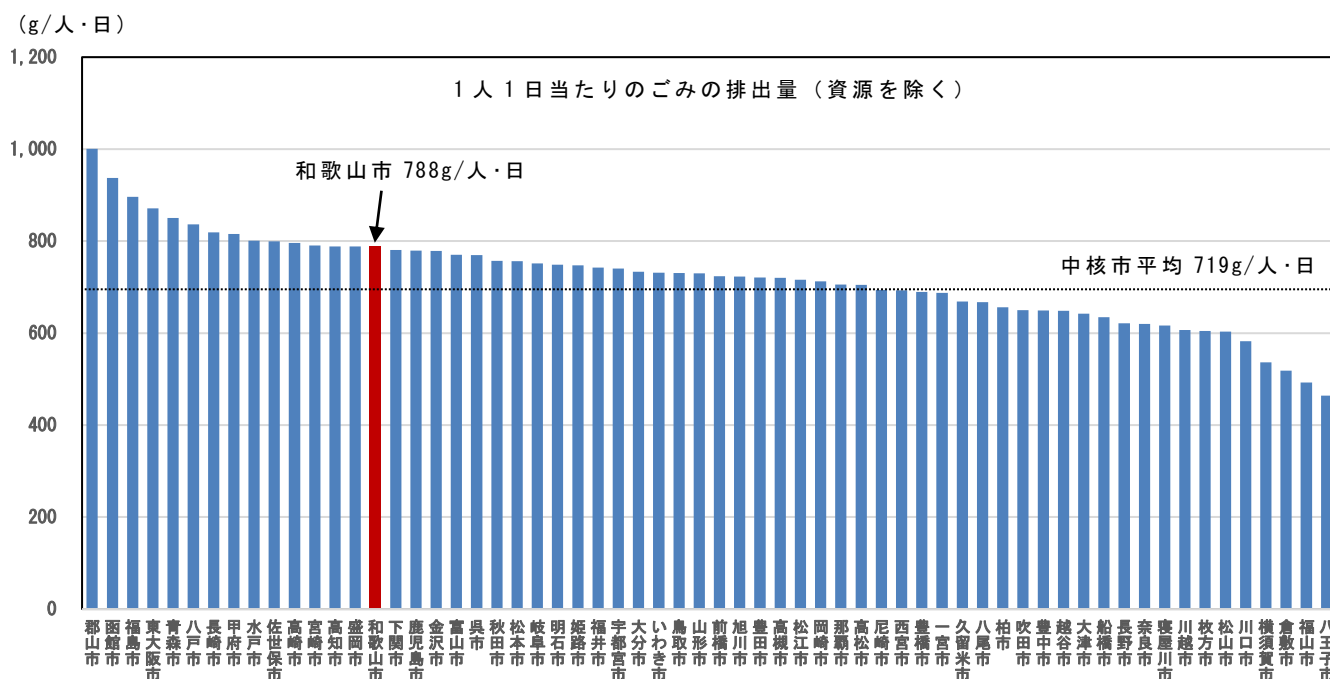
●家庭系一般ごみ（資源を除く）

3Rをはじめとした各施策の実施、市民の取組により、平成24年度から緩やかではありますが、減少傾向となっています。

●事業系ごみ（資源を除く）

ごみの受入検査の徹底等、各施策の実施、事業者の取組により、大きく減少してきています。

（２）中核市との１人１日当たりのごみ排出量（資源を除く）の比較（一般廃棄物処理実態調査（令和５年度実績）より）



1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）
を中核市で比較したグラフだよ。

和歌山市は788gで中核市62市中48位
（ワースト15位）と、他都市に比べて多いん
だよ～💧

(3) 和歌山市のごみ処理経費 (令和5年度決算)

● ごみ処理経費……………約38億1,477万円

内 訳	用 途	金 額	割 合
収集運搬費	ごみの運搬	約 17 億 5, 633 万円	46.0%
中間処理費	ごみの焼却や資源化	約 17 億 7, 625 万円	46.6%
最終処分費	ごみの埋め立て	約 1 億 1, 000 万円	4.5%
管理経費	—	約 1 億 1, 119 万円	2.9%

➡ 1人当たりのごみ処理経費… 約10,680円

【和歌山市の人口】357,110人（令和5年10月1日現在）

住民基本台帳（外国人含む）ベース

※令和5年度は、青岸エネルギーセンターのごみ発電機が故障したため、電気の購入量が増えて、いつもより費用がかかりました。



和歌山市のごみを処理するのに、
1年間に約38億円、
市民1人当たり約10,680円も
かかっているんだなあ…💧

● ごみ処理から得られる歳入……約7億2,670万円

【主なもの】ごみ焼却による売電収入、ごみ処理手数料収入、
収集資源の売払収入等

売電やごみ処理手数料など
から得られる収入が
約7億円あるよ。



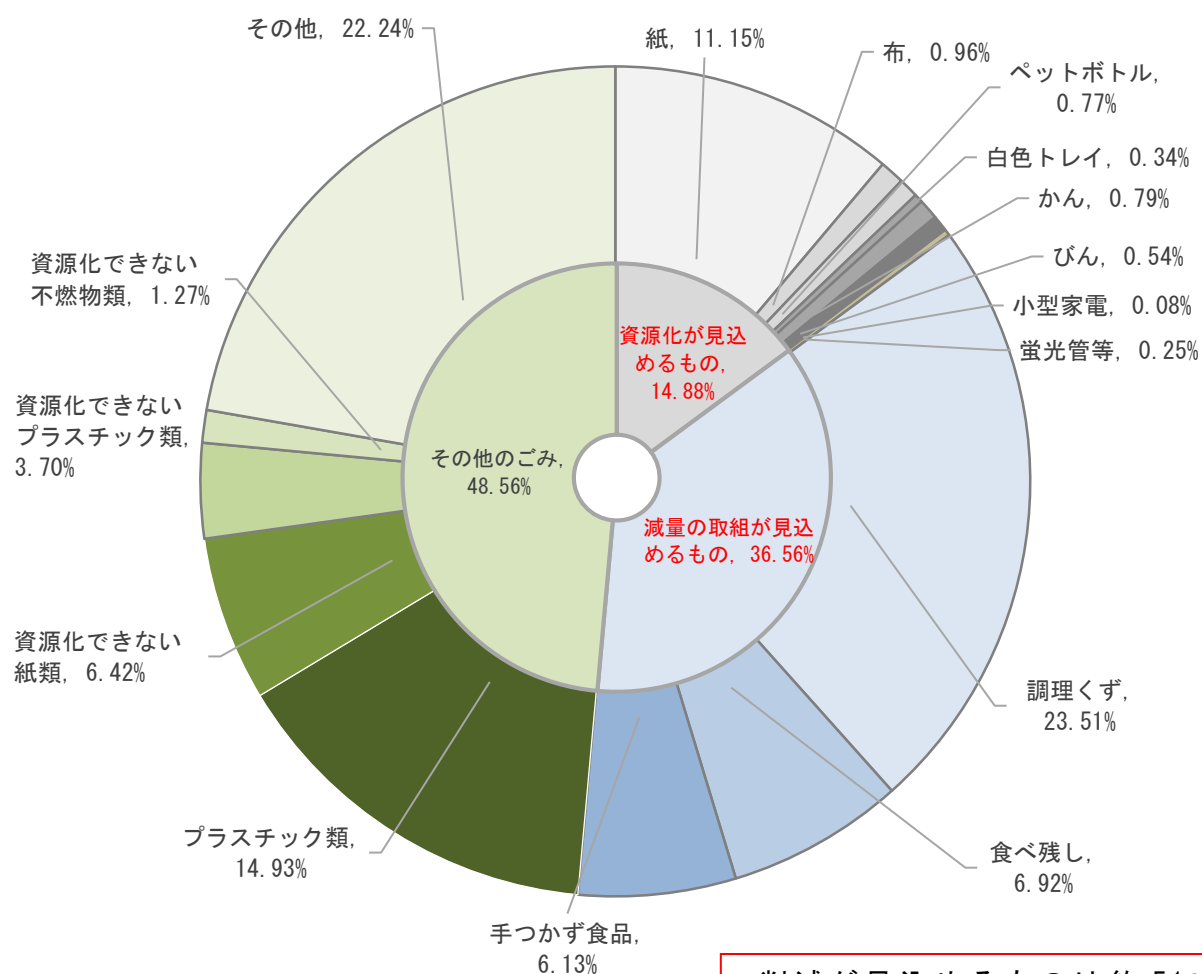
(4) 和歌山市の家庭系一般ごみの内容

家庭系一般ごみは、約 36 %が「生ごみ」なんです。「余分な食品は買わない、食べ残しをしない、水きりをする」など、生ごみの減量に取り組もうね。

また、再生利用ができる紙や金属などの「資源」も約 15 %入っています。一般ごみを捨てる時は、資源がないか、もう一度よく確認してね。



【令和 6 年度家庭系一般ごみ細分別調査結果】



削減が見込めるものは約 51%



5

ごみ減量の計画と取組

(1) 和歌山市の計画

○第2次和歌山市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）

【概要】 本計画は、廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分に至るまでの、適正な処理に必要な基本的事項を定めるものであり、平成23年に策定した「和歌山市一般廃棄物処理基本計画」が令和2年度で終了したため、新たに策定したものです。

【基本理念】 つれもてしよらごみ減量！！

～住みたい魅力あふれる和歌山市～

【数値目標】 1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）

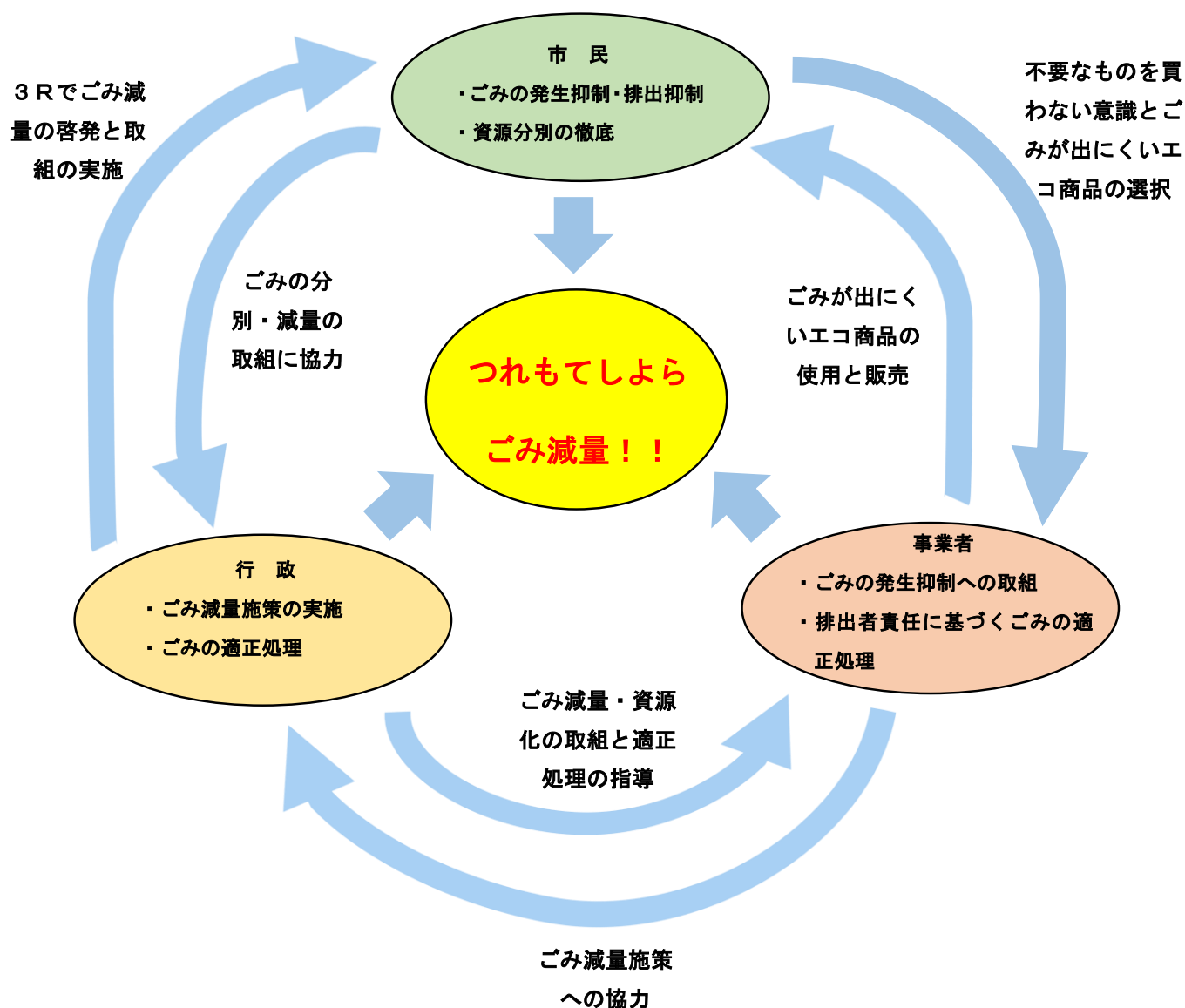
R1年度実績	863g	約10%減
前計画目標	775g	
R8年度目標	729g	約6%減

○和歌山市ごみ減量アクションプラン（令和3年3月）

（和歌山市ごみ減量行動計画）

【概要】 「第2次和歌山市一般廃棄物処理基本画」の中で定めた目標を達成するため、ごみの発生抑制や資源化を推進する施策を、より具体的に市民・事業者・行政が協力し合ってアクション（行動）できるよう定めたものです。

= 市民・事業者・行政の役割 =



(2) ごみ減量・再使用・資源化の取組

○ごみ減量（リデュース）

市民一人ひとりが、環境に配慮した意識を持って行動することで、ごみの発生量を減らし、ごみ処理における環境への負荷を減らすことができます。

●ごみを発生させないライフスタイルを目指しましょう。

- ・ **リデュース** 買い物の前に保管状況を点検しましょう。

買い物の前に、冷蔵庫の食材やたんすの衣料品、引き出しの日用品などを点検し、必要なものだけを購入するため、事前にメモを取りましょう。

- ・ **リデュース** unnecessaryなものを買わない、もらわない。

ものを購入する際は、「本当に必要なものか？」を考えて購入しましょう。無料のものであっても必要以上にもらうことによって「ごみ」にしてしまうことがないよう心がけましょう。

- ・ **リデュース** 長期間使用できる製品を利用しましょう。

ＬＥＤ照明や充電式電池など、寿命の長い製品を選択することは、ごみを捨てる機会を減らすことになります。購入する際は、このポイントも心がけて製品を選びましょう。

- ・ **リデュース** 過剰な包装は断りましょう。

簡易包装を推奨している販売店を利用したり、過剰な包装は断ったりするよう心がけましょう。包装を1回断ると、約15グラムの紙の削減につながります。



● 3きり運動を実行し、生ごみの削減を図りましょう。

（家庭系一般ごみの約36%は生ごみです）

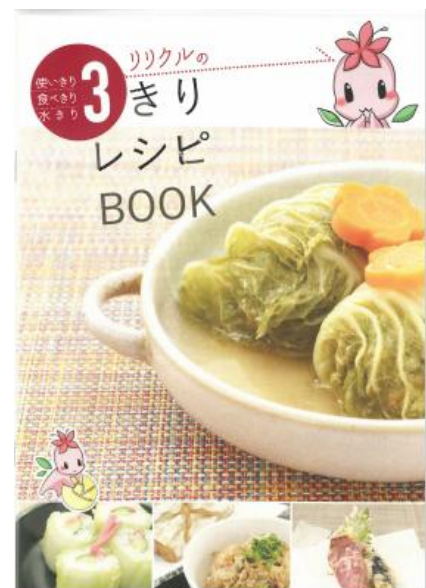
【3きり運動】

食材を有効利用する「使いきり」

食べ物を残さない「食べきり」

生ごみの「水きり」

「使いきり」「食べきり」
に役立つ料理レシピ♪
必要な方は廃棄物対策課へ



- ・ **リデュース** 食品ロスを減らしましょう。

★「食べる量」を把握し、計画的に購入しましょう。

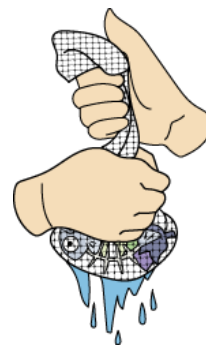
★ 賞味期限と消費期限の意味を理解し、期限内に使い切ることを意識して購入しましょう。

賞味期限	おいしく食べられる期限
消費期限	安全に食べられる期限

★「食べ残しをしない」「食べられる部分まで過剰に除去しない」よう心がけて調理しましょう。

- ・ **リデュース** 捨てる前に「最後にギュッとひと絞り」をしましょう。

生ごみは水きりネット等を利用して水気を絞るなど、ごみから余分な水分を取り除きましょう。生ごみのにおい軽減や集積所の水漏れ対策にもなります。



○再使用（リユース）

市民一人ひとりが、まだ使えるものは繰り返し使うという意識を持ち、安易にごみにしないことは、ごみの減量や限りある資源を守ることにつながります。ごみにしないライフスタイルを目指しましょう。

- ・ **リユース** 繰り返し使える商品を利用しましょう。

- ★ マイカップを使用しましょう。
- ★ イベントなどの際には、使い捨て容器に替えて、洗って繰り返し使えるリユース食器などを使用しましょう。
- ★ ビールびんや牛乳びんなどのリターナブルびん※を使用した商品を利用しましょう。

※ リターナブルびん

- ➡ 再使用するために、返却・回収ができるびん



- **リデュース** **リユース** 詰め替え商品を利用しましょう。

洗剤やシャンプーなどの日用品で同じものを購入する際は、「詰め替え商品」がないか確認しましょう。

「詰め替え商品」を利用してボトル容器などを繰り返し使用することで、ごみとして廃棄されるものを減らすことができます。



- **リユース** ものを大切に長く使いましょう。

今あるものを修理・修繕することで、大切に長く使うよう心がけましょう。

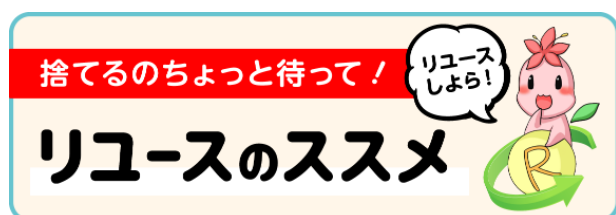
- **リユース** 「捨てるのちょっと待って！ リユースのススメ」

まだ使えるけど不要になったものは、使ってくれる人に譲ったり、リユースショップやフリーマーケットに出品したりするなど、再使用につながるよう取り組みましょう。

最近は、リユースショップなどの買取店のほか、オンラインの売買サイトやオークションサイトなども増えています。

和歌山市では令和7年6月、2つのリユースサイトと連携協定をしました。

品物の種類、状態やリユースサイトの利便性など、ご自身に合ったリユース方法を見つけてくださいね。



和歌山市廃棄物対策課
「リユースのススメ」



○資源化（リサイクル）

リサイクルを行うためには、市民一人ひとりによる分別が欠かせません。資源となるものを一般ごみとして出さないよう、分別を徹底しましょう。

- ・ **リサイクル** リサイクルを進めている販売店やメーカーの商品を積極的に利用しましょう。

★ 白色トレイなどの資源を店頭で回収している販売店を積極的に利用しましょう。

★ 再生紙や再生プラスチックを活用した商品を積極的に利用しましょう。

- ・ **リサイクル** 分別を徹底しましょう。

一般ごみとして出されているごみの中には、リサイクル可能なものが多く含まれています（約 15%）。これらの資源を一般ごみに混入して出さないよう、分別を徹底しましょう。

【和歌山市の収集資源】

- ・ かん
- ・ びん
- ・ 紙
- ・ 布
- ・ ペットボトル
- ・ 小型家電等
- ・ 蛍光灯等
- ・ 白色トレイ

白色トレイは、
スーパー等にある
「回収ボックス」へ！





6

関係法令

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (抜粋)

(昭和45年12月25日法律第137号)

(目的)

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(国民の責務)

第2条の3 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

(2、3略)

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(廃棄物減量等推進員)

第5条の8 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

○和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則 (抜粋)

(平成12年3月31日規則第105号)

(和歌山市ごみ減量推進員)

- 第31条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理、資源ごみの再利用並びに地域の清潔の保持の推進を図るため、法第5条の8第1項の規定により廃棄物減量等推進員を委嘱する。
- 2 前項の廃棄物減量等推進員の名称は、和歌山市ごみ減量推進員とする。
- 3 法第5条の8第2項に規定する活動は、第1項に規定する目的を達成するために市長が必要と認める活動とする。
- 4 和歌山市ごみ減量推進員の委嘱、活動その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○和歌山市ごみ減量推進員設置要綱 (抜粋)

(平成25年11月1日)

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則（平成12年規則第105号。以下「規則」という。）第31条第4項の規定に基づき、和歌山市ごみ減量推進員（以下「推進員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

- 第2条 推進員は、連合自治会の推薦によって、市長が委嘱する。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 推進員の定数は、1の連合自治会につき2人以上4人以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 連合自治会は、推進員を推薦するに当たっては、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者について、これを行わなければならない。
- 4 連合自治会は、推進員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから代表として指名されるべき者を明示しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(任期)

- 第3条 推進員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 推進員に欠員が生じた場合の補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動)

- 第4条 規則第31条第3項の市長が必要と認める活動は、次のと

おりとする。

- (1) 家庭廃棄物の排出場所における適正な分別及び排出に関する確認及び指導
- (2) 推進員の担当する地区内における廃棄物の問題に関する当該地区の住民（以下この条において「地区住民」という。）との連絡及び調整
- (3) 地区住民に対する家庭廃棄物の適正な分別及び排出並びに再利用に関する啓発活動
- (4) 市の施策への協力及び地区住民に対する周知
- (5) その他市長が必要と認める事項
(研修)

第5条 市長は、推進員が前条の活動に必要な知識を習得するための研修を実施するものとする。

(活動報告)

第6条 推進員は、毎年度末までに、当該年度の担当する地区の活動状況を市長に書面で報告するものとする。

(報償金)

第7条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、予算の範囲内で推進員に報償金を支給する。

(身分証の交付等)

第8条 市長は、推進員に対し、和歌山市ごみ減量推進員証（別記様式）を交付し、並びに推進員章及び腕章を貸与する。

(補償)

第9条 市長は、推進員がその活動中に受けた事故に対し、市が加入する傷害保険で補填される範囲で補償するものとする。

(解嘱)

第10条 市長は、推進員から辞任の届出があったときその他市長が必要であると認めるときは、第2条第1項の規定による委嘱を解くこととする。

(和歌山市ごみ減量協力員)

第11条 市長は、推進員が担当する地区での活動を遂行するため必要であると認めるときは、代表の推進員の推薦により推進員の活動に協力する者を登録することができる。

2 前項の推進員の活動に協力する者の名称は、和歌山市ごみ減量協力員（以下この条において「協力員」という。）とする。

3 市長は、協力員に対し報償金を支給しない。

4 市長は、協力員に対し腕章を貸与する。

(庶務)

第12条 推進員に関する庶務は、廃棄物対策課において処理する。



7

お問い合わせ先

① ごみの収集や集積場所、小型家電等に関すること

収集センター北事務所 073-471-1503

収集センター西事務所 073-453-0253

小型家電等、蛍光灯等の自己搬入

【搬入時間】月曜日～金曜日（祝日含む）9:00～15:00

※ 電話連絡をしてから搬入してください。

② ふれあい収集に関すること

収集センター北事務所 073-471-1503

③ ごみの自己搬入

（一般ごみ、粗大ごみ、資源、がれき類、小型家電等、蛍光灯等）

青岸ストックヤード 073-435-5560

【搬入時間】月曜日～土曜日（祝日含む）9:00～15:30

④ 動物の死体の自己搬入

青岸エネルギーセンター 073-428-4153

【搬入時間】月曜日～土曜日（祝日含む）9:00～17:00

⑤ 粗大ごみ・動物の死体の収集申込

粗大ごみ受付センター 0570-666-202

【受付時間】月曜日～金曜日（祝日除く）8:30～16:00

⑥ その他ごみに関すること

廃棄物対策課 073-435-1352

『リリクル』

リリクルは「和歌山市ごみ減量推進キャラクター」です。一人ひとりのごみ減量への取組を見守っている妖精です。

ふわりふわりと飛びながら、いつまでも和歌山市がきれいな町であるようにと願っています。



●性 別：妖精なので不詳

●使 命：3 Rを推進して和歌山市のごみを減量する。

➡ 3 R（スリーアール）とは、次の3つです。

『Reduce（リデュース）』ごみを減らす

『Reuse（リユース）』もう一度使う

『Recycle（リサイクル）』分けて資源にする

●名 前：3 Rから「リ」「リ」「クル」の文字を取っての由来 名づけられました。

●容 姿：頭に和歌山市の花である「つつじ」をのせて、「R」のボールを持っています。

●誕生に：平成21年4月誕生

ついて 和歌山市立和歌山商業高校（現和歌山市立和歌山高校）の当時のデザイン科の生徒が考案しました。

リリクルリーダー G u i d e
【和歌山市ごみ減量推進員の手引き】

編集・発行 和歌山市 廃棄物対策課
〒640-8511

和歌山市七番丁 23 番地

電 話 073-435-1352（直通）

F A X 073-435-1270

メール haitai@city.wakayama.lg.jp

リリクルネット <http://www.rerecle.net/>

初 版 平成 2 5 年 1 1 月

発 行 令和 7 年 7 月（第 10 版）

※この手引きはリリクルネットからもご覧いただけます。

リリクルネット 》推進員について